

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	中小企業者等の法人税率の特例の延長等		
税 目	法人税 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2		
要 望 の 内 容	中小企業者等に係る法人税の軽減税率（年 800 万円以下の所得金額に適用。本則 19%・租税特別措置 15%）について、政策効果を高める観点から見直しを行った上で、適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 （▲188,500 百万円） （ 一百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争率の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、政策効果を高める観点から見直しを行った上で、その期限の２年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。 (2) 施策の必要性 中小企業の経営状況については回復期にあり好転の兆しもあるが、人手不足、物高・価格転嫁が重荷になっている。中小企業の財務基盤を強化するためには、まずは中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性向上を促していくことが最重要課題である。 中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として、多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引き下げにより、キャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通じ、その活性化や競争力の維持・向上を図ることが必要である。
--------------------------	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引き下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和11年3月31日まで（2年間）
		同上の期間中の達成目標	中小企業関連税制等の政策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強化を通じて、日本経済の成長に繋げる。
		政策目標の達成状況	中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引き下げにより、資金繰りDI（2007年度：▲23.7%→2025年度：▲13.1%）及び業況判断DI（2007年度：▲32.6%→2025年度：▲17.05%）は制度導入前の水準まで改善している。他方で、1社当たり売上高については回復傾向にあるものの、人手不足や、中東情勢の緊迫化等を受けた物価高・資源高等の影響により、中小企業において厳しい収益環境となっているほか、各種経営課題も引き続き山積しているため、制度導入前の水準には達していない状況（2007年度：263.1百万円→2025年度：240.6百万円）。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図るために、法人税率の軽減が引き続き必要。
	有効性	要望の措置の適用見込み	年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 ※過去5年間の適用件数 ・令和2年度：992,154件 ・令和3年度：1,034,827件 ・令和4年度：1,068,172件 ・令和5年度：1,080,279件 ・令和6年度：1,110,966件 （出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で34万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。アンケート（中小企業庁「中小企業税制に関するアンケート調査（令和6年度）」）により、本税制措置の適用によって増加したキャッシュフローの使用用途を調査したとこ

	相 当 性		ろ、人件費などの雇用関係や、設備投資への支出に活用されている。 本措置による税負担の軽減により中小企業者等の資金繰りが安定し、設備投資や人材確保等の経営判断が可能となることで、中小企業の労働生産性の向上につながることが見込まれるため、本特例は、政策手段として有効であると言える。 本特例と同様の政策目的に係る税制上の措置は存在しない。
		当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 ・令和4年度 : 1,068,172 件 ・令和5年度 : 1,080,279 件 ・令和6年度 : 1,110,966 件 【減収額】 ・令和4年度 (19%→15%) : 1,761 億円 ・令和5年度 (19%→15%) : 1,811 億円 ・令和6年度 (19%→15%) : 1,885 億円 (出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第42条の3の2、第68条の8 ① 適用件数：1,110,966 件 ② 適用総額：47,129 億円 ※令和6年度の適用状況
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で34万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。 アンケート(中小企業庁「中小企業税制に関するアンケート調査(令和6年度)」)により、本税制措置の適用によって増加したキャッシュフローの使用用途を調査したところ、人件費などの雇用関係や、設備投資への支出に活用されており、政策手段としての有効性が認められると言える。
		前回要望時の達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地

		域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引き下げにより、資金繰り DI（2007 年度：▲23.7%→2025 年度：▲13.1%）及び業況判断 DI（2007 年度：▲32.6%→2025 年度：▲17.05%）は改善傾向がみられる。 他方で、1 社当たり売上高については回復傾向にあるものの、人手不足や、中東情勢の緊迫化等を受けた物価高・資源高の影響により、制度導入前の水準には達していない状況（2007 年度：263.1 百万円→2025 年度：240.6 百万円）。国際情勢や物価の動向等が見通せない現状を踏まえれば、中小企業者等の経営基盤を強化するため、引き続き本税制措置による後押しが必要である。
これまでの要望経緯		平成 21 年度改正 創設（本則 22%・租特 18%） 平成 23 年度改正 拡充（本則 22%→19%、租特 18%→15%） 平成 27 年度改正 延長（租特 19%→15%） 平成 29 年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和元年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和 3 年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和 5 年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和 7 年度改正 延長（租特 19%→15%） ※単年所得 10 億円超の中小企業者等の税率は、19%から 17%に軽減。

要望内容と自己点検の関係

措置名：中小企業者等の法人税率の特例の延長等

○

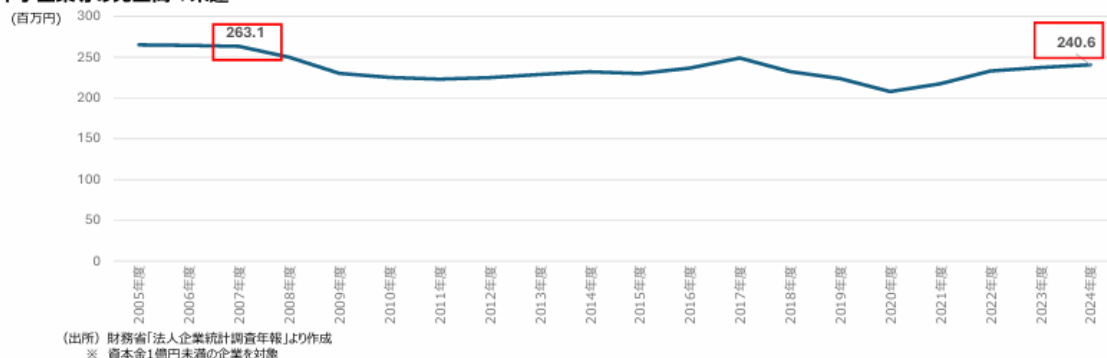
自己点検の結果、短期アウトカムについては、資金繰りDI及び業況判断DIは制度導入前の水準まで改善しているが、1社当たり売上高については回復傾向にあるもののコロナ禍等の影響もあり、制度導入前の水準には達していないことが確認された。

一方で、本措置による税負担の軽減により生じたキャッシュフローは、人件費や設備投資等に活用されており、中小企業の経営基盤の維持・強化に一定の効果を発揮していることが確認されている。

これらの点検結果を踏まえ、中小企業の経営基盤の更なる安定・強化を図るとともに、自己点検において新たに設定した労働生産性向上に係る中期・長期アウトカムの達成に向け、本措置を、政策効果を高める観点から見直しを行った上で継続することで、中小企業の持続的な成長並びに賃上げ及び設備投資の促進を後押しする。

短期アウトカム

① 中小企業等の売上高⇒未達



② 中小企業等の資金繰りDI⇒達成



③ 中小企業等の業況判断DI⇒達成

